

令和5年度 北建委第67号

市道高月渡岸寺線他道路排水設備点検整備委託

仕 様 書

長浜市都市建設部
北部建設局北部建設課

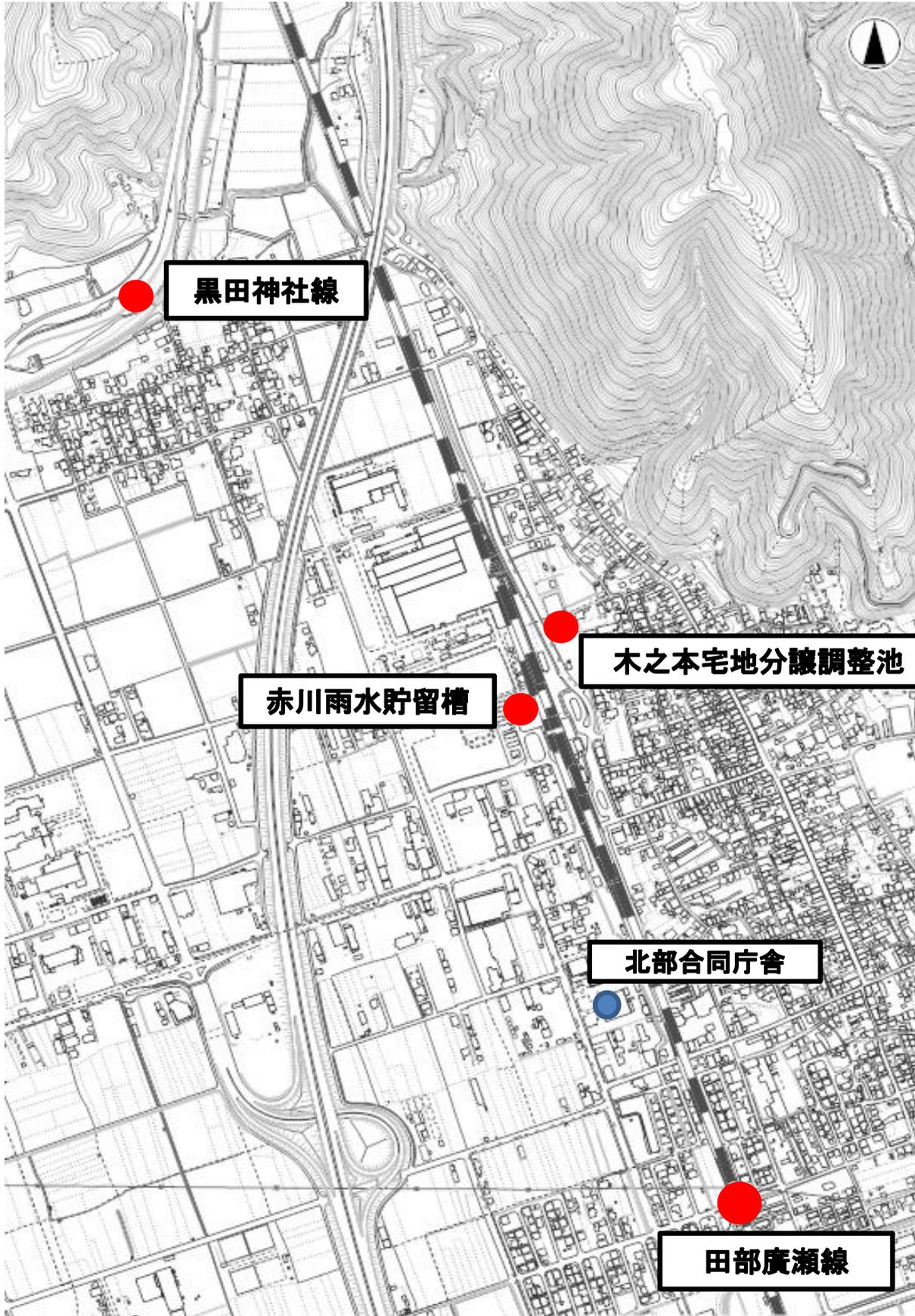
位置図 No.1



位置図 No.2



位置図 No.3



特記仕様書

委託番号	令和5年度 北建委第67号
委託名称	市道高月渡岸寺線他道路排水設備点検整備委託
委託場所	長浜市高月町渡岸寺他

本業務の実施にあたっては「一般土木工事等共通仕様書[令和2年4月滋賀県]」（以下「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則[令和5年4月滋賀県土木交通部]」（以下、「付則」という。）によるものとする。

特記事項

1. 本業務は、別添位置図に示す市道（地下道通過部）等に設置している道路排水設備の点検整備および緊急時の対応を目的とする。
2. 本業務の実施にあたっては、本仕様の他に「土木工事安全施工技術指針」、「滋賀県公害防止条例施行規則」、「工事安全巡回指導要領」等本業務に関係する仕様書、指針等によること。
3. 本業務の実施に先立ち、業務仕様書、設計図書の内容について精査熟読のうえ実施すること。なお、記載事項その他に疑義が生じた場合は監督職員と協議し、指示に従うこと。
4. 本業務は「ポンプ設備」「操作制御設備」「電源設備」「施設外観」の点検、試運転、準備、後片付け、「排水ポンプ槽」の清掃とし、各項目を別紙点検表に基づき点検する。
 - (1) 年点検（年1回）

設備外部からの目視点検と分解を伴う内部目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガテスター、マイクロメーター等）で点検、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認および調整を行うことを標準とする。
（※各点検の細点検項目は別紙点検表を参照すること。）
 - (2) 月点検（年1回）

主として分解を行わず、外部からの目視による点検を標準とする。
 - (3) ポンプ槽清掃（年1回）

年・月点検時にポンプ槽を確認のうえ、土砂堆積状況に応じて作業日を決定する。
※ 点検、作業日は事前に監督職員と協議し決定する。
※ 点検、作業完了後は、現場写真（日付入り）を添付のうえ点検表を提出すること。
5. 点検、整備は基礎的な技術を有し、かつ相当程度の経験を有する技術員および高度な専門技術を習得し熟練した技術者により行うものとする。
6. 受注者は業務の履行に関し必要な能力と経験を有する管理技術者を定め、業務に関する一切の事項を処理させるものとする。
7. 受注者は契約締結後遅滞なく次の書類を提出し承諾を受けるものとする。
 - (1) 管理技術者届
 - (2) 作業計画書
業務概要、工程表、点検整備項目、現場組織表、安全管理、管理計画（出来形、写真等）、緊急時連絡体制、を記載すること。
 - (3) その他監督職員が指示したもの。

8. 受注者は業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用もしくは窃用してはならない。
9. 業務の履行には、この仕様書のほか次の各号に掲げる諸法規を遵守すること。
 - (1) 電気事業法およびこれに基づく命令
 - (2) その他関係諸法令
10. 点検整備に伴い、道路を使用する場合は所轄警察署長の許可(道路交通法第77条)を受けること。
11. 業務に使用するパッキン、バッテリー液および点検整備に使用する油脂類等の簡易な材料は本業務に含むものとする。
12. ポンプ槽等の清掃で発生した残土等は受注者の責任において処分するものとし、別紙の発生土等調書を提出すること。

なお、ポンプ槽等の清掃で発生した残土等は、各槽堆積量を20cmとしているが、増減が生じた場合は変更設計の対象とする。
13. 各点検業務により不良箇所等を確認した場合には、発注者へ連絡し指示を確認の上補修するものとする。これによる施設の改善に伴う部品の交換、大規模な修繕費等はこの点検業務に含まないものとし、これに要した費用は別途精算するものとする。
14. 緊急巡回点検

排水設備に関する緊急時の連絡・通報を確実に受信する体制を整備すること。特に警報発令時は、複数の施設に緊急事態が発生する恐れがあるため、対応できる体制を整備すること。

なお、緊急巡回点検については、当初設計では計上していないが、監督職員から出動の指示があった場合は直ちに出勤するものとし、変更設計の対象とする。
15. 本業務の他、対象施設において異常が発生した(または発生する恐れがある)時は、いかなる場合でも直ちに出勤し必要な対応を行うこと。(夜間、休日、祭日も同様とする)
16. 不当介入に関する通報制度の徹底について
 - (1) 受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求または業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - (2) 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導するものとする。
 - (3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
17. その他、この仕様書に明記なき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

道路排水設備等点検表（月点検）

名 称			
点検月日	令和 年 月 日	点検者	印
1. 点検（目視）			
点検項目	点検内容	判 定	措置内容・取替部品等
ポンプ設備関係		良 ・ 不良	
制 御 盤		良 ・ 不良	
警報・制御装置		良 ・ 不良	
電 気 関 係		良 ・ 不良	
外 観		良 ・ 不良	
2. その他（気がついた事）			
3. 作業内容（特別な作業等）			

道路排水設備等点検表（年点検）

名 称			
点検月日	令和	年	月 日
	点検者		印

1. 点検			
点検項目	点検内容	判 定	措置内容・取替部品等
ポンプ	運転状況	良 ・ 不良	
	吐出弁の開閉状況	良 ・ 不良	
	吐出圧力計指示	良 ・ 不良	
	周囲の状況	良 ・ 不良	
制御盤	表示灯の状況	良 ・ 不良	
	作動の状況	良 ・ 不良	
	外傷・腐食	良 ・ 不良	
	結線の接続	良 ・ 不良	
制御盤	フロート(電極)の状況	良 ・ 不良	
	作動の状況	良 ・ 不良	
	外傷・腐食	良 ・ 不良	
警報 ・ 制御 装置	電圧	良 ・ 不良	
	電流	良 ・ 不良	
	絶縁抵抗	良 ・ 不良	
	線間抵抗	良 ・ 不良	

外観	ピット（泥及びゴミの状況）		良 ・ 不良	
	配管（腐食・破損状況）		良 ・ 不良	
	電線管・ケーブル（破損状況）		良 ・ 不良	
	照明灯		良 ・ 不良	
	ポンプ室（ドア・窓の開閉）		良 ・ 不良	

2. その他（気がついた事）

3. 作業内容（特別な作業等）

発生土等調書						
委託名称						
委託場所		市・郡	町	地内	委託金額	円
種類		土砂	破碎岩	不良土	その他	
処分量						
処 分 の 場 所	市郡					
	町					
	地先名					
	所有者の指名					
	現状地目					
	運搬距離					
	投棄料金					
処分内容		環境保全対策、安全対策等について記述する。			左記の対策に要する費用	
使用目的		造成、田・畑の嵩上げ等の使用目的を記述する。				
添付資料		位置図 平面図 横断図 写真 その他				
法規制 (該当に○印)		都市計画地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	
		市街化区域	農用地区域	国有林		
		市街化調整区域		地域森林計画対象民有林	自然保全地域	
		その他	砂防指定地	保安林		
上記のとおり発生土等の処分を行うので届出します。				令和 年 月 日		

記入の際の注意事項

1. 運搬距離は小数点以下第1位止め(100m単位)。
2. 処分内容欄は処分にかかる交通整理人(残土処分のためのものに限る)、囲い堀、看板、付帯する構造物、(擁壁、側溝)等で、その規模、形状、延長等を詳細に記入のこと。
3. 対策に要する費用欄は、運搬、残土の整地費、投棄料は除く。
4. 変更事項のある場合は上段赤書きとする。

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書滋賀県長浜警察署長 様
長 浜 市 長 様

(通報者)

		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 ()	-
			FAX ()	-
		(現場事務所)	電話 ()	-
			FAX ()	-
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等		(通報者の職・氏名)	電話 ()
		(対応者)		
		所属会社名	電話 ()	-
		氏 名		
		役 職		
不当介入の 行為者	住 所		電話 ()	-
			FAX ()	-
	所 属			
	役 職			
	氏 名			
発 生 日時・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-	
		FAX ()	-	
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、長浜警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び長浜警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

(下請負人用)

誓 約 書

(あて先)

長浜市長 浅見宣義

住所：_____

商号または名称：_____

代表者 職・氏名：_____ 印

以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (ア) 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、支店・営業所等の場合にはその代表者を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 長浜市から役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、本誓約書および役職員名簿を長浜警察署及び木之本警察署に提供することに同意します。
- 3 下請負人等を使用する場合において、長浜市から下請負人等の誓約書および役職員名簿の提出を求められた場合には、速やかに下請負人等から誓約書および役職員名簿を徴し、元請負人を通じて長浜市に提出します。